

## 重要事項説明書(介護予防支援)

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントのサービス提供の開始にあたり、厚生労働省令等に基づいて、当事業所が利用者に説明すべき事項は次のとおりです。

### 1. 事業者の概要

事業者の名称	社団医療法人 祐和会
事業者の所在地	〒028-0015 久慈市源道12-111
法人の種別	社団医療法人
代表者	理事長 長岡 重之
電話番号	0194-53-2323
FAX番号	0194-53-9085

### 2. 事業所の概要

事業所の名称	介護予防支援事業所 けやきの里
事業所の所在地	〒028-0071 久慈市小久慈町16-12-1
都道府県知事許可番号	0350780011
管理者	管理者 原田 譲
電話番号	0194-59-3181
FAX番号	0194-59-3186

### 3. ご利用事業所と併せて実施する事業

事業の種類	都道府県知事番号	指定年月日	利用定員
介護老人保健施設	0350780011	平成2年5月1日	98名
(介護予防) 短期入所療養介護	0350780011	平成2年5月1日	空床利用
(介護予防) 通所リハビリテーション	0350780011	平成2年5月1日	40名

### 4. 職員の職種、人員及び職務内容

管理者(主任介護支援専門員と兼務) 常勤・専従1名  
主任介護支援専門員 常勤・専従1名以上  
介護支援専門員 常勤・専従1名以上  
(管理者及び主任介護支援専門員、介護支援専門員は、居宅介護支援事業所と兼務)

#### (1) 管理者の責務

管理者は、事業所の介護支援専門員等の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行い、規定を遵守させるために必要な指揮命令を行います。

### 5. 営業日及び営業時間

- (1) 営業日 月曜日から金曜日  
祝祭日、年末年始(12月30日より1月3日まで)はお休みとさせていただきます。
- (2) 営業時間 午前9時より午後5時30分
- (3) 併設施設が24時間体制のため、常時電話等による連絡が可能になっています。  
電話 0194-59-3181

### 6. 介護予防支援サービスの概要

#### (1) 介護予防支援の内容

- ① 要介護申請の代行
- ② 介護予防サービス・支援計画作成・居宅サービス事業者との連絡調整
- ③ 介護支援専門員は、ご利用者ご家族の希望並びに利用者について把握した課題に基づき、当該地域における指定居宅サービス等が提供される様計画を作成します。又、希望に応じサービスの連絡調整を行います。

#### (2) 職員研修・会議

介護支援専門員の資質向上を図る為の研修・会議の機会を次のとおり設けるものとします。

- ① 採用時研修
- ② 内部研修(個別研修計画により実施)
- ③ 外部研修(適宜受講)
- ④ 定期会議(週1回)

#### (3) 介護予防サービス・支援計画に係る情報提供

- ① 介護予防サービス・支援計画にあたって、当該地区における居宅サービス事業の名簿、サービス

内容、利用料等の情報を提供し、ご利用者又はご家族がサービスの選択が可能となる様に支援します。利用者は複数の居宅サービス事業所等を、紹介する様求める事が出来ます。

②市町村長に対して、介護予防サービス・支援計画の実施状況等に関して情報提供していきます。

#### (4) 身体拘束の禁止

①利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない。

②身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

#### (5) 居宅サービス事業所等から係る情報提供

介護支援専門員は、介護予防サービス事業所等から係る情報提供を受けた時や、その他必要と認める時は、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又生活状況に係るうち、必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治医又は歯科医師及び薬剤師に情報提供します。

#### (6) 介護予防サービス・支援計画の実施状況等の把握及び評価等

介護支援専門員は、介護予防サービス・支援計画に係る実施状況の把握及び評価については、利用者及びその家族、居宅サービス事業所等から継続的に報告・連絡等情報共有を図る事で、特段の事情がない限り以下の通りに行われます。

①少なくとも3月に1回利用者に面接する事。面接は利用者宅を訪問し行いが、3月に1回以外においては、サービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があった場合には利用者へ面接する。

②①による面接は利用者宅を訪問し行いが、下記に該当する場合については、少なくとも6月1回は利用者へ面接する。利用者宅に訪問しない月については、テレビ電話装置等を活用し、利用者へ面接する事が出来る。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行う事について、文書により利用者様より同意を得ます。

(イ) サービス担当者会議等において下記に掲げる事項について主治医、その他の担当関係者等の合意を得ます。

i) 利用者の心身の状況が安定している事。

ii) 利用者がテレビ電話等を活用し意思疎通を行う事が出来る事。

iii) 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受ける事。

#### (7) 主治医等への介護予防サービス・支援計画の交付

介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療系サービスを位置付けた介護予防サービス・支援計画を作成した際には、主治医等に交付します。

※訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーション等については、医療機関から退院時において介護予防サービス計画に位置付けた場合には、退院後のリハビリテーションの早期開始を推進する観点から、入院中の医療機関の医師による意見を踏まえて、介護予防サービス・支援計画を作成します。

#### (8) 地域ケア会議における状況共有

保険者及び地域包括支援センターが主体となり、地域ケア会議においてケアマネジメントにおいて個別課題、ネットワークの構築、地域課題、地域づくりの形成等会計期間においての情報共有を図ります。

#### (9) 入院時における連絡

本契約開始に際し、利用者が医療機関に入院する必要が生じた場合には、ご家族が、担当する介護支援専門員の氏名及び事業所名を、医療機関にお知らせ下さい。又入院した際には出来る限り当日中に当事業所へもご連絡下さい。

#### (10) 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入

①福祉用具の適時・適切利用、利用者の安全確保の観点から、一部の福祉用具(固定用スロープ、歩行器、単点杖(松葉杖を除く)及び多点杖)について貸与と販売のいずれかを利用者様が選択出来る事が可能です。

②ご利用者様が福祉用具の貸与と購入について、必要な情報についてご説明いたします。

③ご利用者様が福祉用具の貸与と購入について、医師や専門職等と情報共有しながら、身体状況等を踏まえご提案いたします。

#### (11) 業務継続計画

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施する為、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画(以下「業務継続計画」)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

①事業所は従業者に対して、業務継続計画について周知すると共に、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

②事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(12) 感染症の予防及びまん延防止のための措置

事業所は、事業所において感染症が発症し、又はまん延しないように、下記の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ①事業所における感染症の予防及びまん延防止の為の対策を検討する委員会（以下「感染症予防・対策委員会」）を定期的に開催し、介護支援専門員に周知徹底を図る。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止の為の指針の整備。
- ③事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止の為の研修及び訓練を定期的に実施する。

7. 利用料金

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの利用料金は（基本料金及び加算料金）は、以下の通りですが、要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額支給されるので自己負担はありません。

介護予防支援費（Ⅱ）

基本サービス	要介護度区分	単位数
介護予防支援費（Ⅱ）	要支援 1.2	4,720 円/月

(2) 加算料金 各々について、要件を満たした場合に1月につき算定されます。

加算名	料金	要件
初回加算	3,000円	・新規に介護予防サービス計画を作成する場合。
特別地域介護予防支援加算	所定単位数の15%を加算	・別に厚生労働大臣が定める地域に所在している場合。
中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%を加算	・別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ別に厚生労働省が定める施設基準に適合している場合。
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%を加算	・別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施区域を越えて、指定介護予防支援を行った場合。

(3) 減算料金 各々について、要件を満たした場合に1月につき算定されます。

業務継続計画未実施減算	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算。	・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時に体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定していない場合。 ・感染症の予防及び蔓延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定等、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じていない場合。 （上記については令和7年3月31日までの間、経過措置あり）
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算。	・虐待の発生又はその再発防止するための以下の措置を講じていない場合。 ①虐待防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催すると共に、その結果について、職員に周知徹底を図る事。 ②虐待の防止の為の指針を整備する事。 ③職員に対して、虐待防止の為の研修を定期的に実施する事。 ④上記措置を適切に実施するための担当者を置く事。

※保険料の滞納により法定代理受領出来なくなった場合は、1ヶ月につき要介護度に応じて所定の料金を頂き、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日お住まいの市町村窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

交通費 介護支援専門員が訪問する為の交通費は、一切いただきません。

解約料 料金はかかりません（契約の解除はいつでも可能です）

## 8. 事業の目的と運営の方針

### (事業の目的)

社団法人祐和会が開設する指定介護予防支援事業所(以下「事業所」という。)が行う指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従事者が、適正な指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供する事を目的とします。

### (運営の方針)

- (1) 利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るように配慮します。
- (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが施設等の多様なサービスを多様な事業所の連携により、総合的かつ効果的に提供するように努めます。
- (3) 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービスが特定の種類、特定の事業者に不当に偏することのないよう公正、中立に行うものとします。
- (4) 介護予防サービス計画に基づくサービスの提供が確保される様、サービス事業所との連絡調整その他の便宜の提供を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。
- (5) 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- (6) 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制を整備するとともに、介護支援専門員に対し、定期的に研修機会の確保を図り、提供するサービスの質の向上を図ります。
- (7) 事業所は、介護予防支援を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うように努める。
- (8) 前7項のほか、久慈広域連合指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を遵守し、事業を実施します。

## 9. 携帯情報端末機器の使用及び管理

事業所外で携帯情報端末機器(スマートフォン、タブレット等)を用いて、ご利用者及びご家族へ家庭訪問先での情報閲覧、説明に伴う情報提供、電磁的記録をする為に使用します。又その管理については、盗用、改ざん、滅失、毀損、漏えいその他不適正な取扱いをされないよう慎重に取り扱い、適切に管理していきます。※個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等に遵守しています。

## 10. 電磁的記録等

当事業所では、作成、保存その他これらに類するもののうち、省令の規定において書面(契約及び介護予防サービス・支援計画に係る一連の書類等)については、電磁的記録により書面に代える事があります。電磁的記録については、携帯情報端末機器(スマートフォン、タブレット等)を用いる場合もあります。

## 11. 事業の実施地域

久慈市内

## 12. 緊急時の対応方法及び事故発生時の対応

利用者の主治医又は事業所の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。また緊急連絡先に連絡致し、利用者、家族が安心して利用できるサービス提供体制を確立するため、事故防止に努めるとともに、介護保険法並びに厚生労働省令に基づき、サービス提供に伴う事故発生時につきましては、下記のとおり対応致します。

### (1) 医療機関への対応

地域の救急医療機関を基本に対応し、移送等は地元の消防署に依頼します。

### (2) 事故発生時の連絡

保険者へ報告すべき基準

- ① 介護サービス提供に伴い、発生した重症又は死亡等の事故
- ② 介護サービス提供に伴い、発生した損害賠償事故
- ③ 食中毒及び感染症等で法令により、保健所等へ報告が義務付けられている事由の事故。
- ④ その他、必要と認められるもの 事例: 看護・介護等による虐待、行方不明など。

### (3) 前2項における記録の整備

事業所は、前2項の事故の状況及び事故に際して採った処置等の記録。

### 13. 虐待の防止

当事業所では、利用者の人権の擁護、虐待の発生又は再発防止の為、以下の措置を講じます。

- ①虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期開催し、その結果について職員に周知徹底を図る。
  - ②虐待防止のための指針の整備。
  - ③虐待防止する為の定期的な研修の実施。
  - ④虐待防止における前3項に掲げる措置を適切に実施する為の担当者の設置。担当者は管理者。
- 2 事業所は、指定介護予防支援の提供にあたり、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

### 14. 事業所における職場・介護現場におけるハラスメント防止のための対策

事業所は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害される事を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

### 15. 苦情申立先

介護予防支援に関する苦情等は、当該事業所の苦情申し立て窓口、または、第三者による下記相談窓口までお申し出下さい。

- (1)窓口担当者:支援相談員 岩井 とし子

利用時間:月曜から金曜日/午前9時から午後5時30分

連絡先:電話 0194-59-3181 FAX 0194-59-3186

- (2)行政機関その他苦情等相談窓口

久慈市地域包括支援センター介護支援係(元気の泉内)

住所 久慈市旭町8地割100番地1 連絡先:電話 0194-61-1112

久慈広域連合介護保険課 住所 久慈市中町一丁目67 連絡先:電話 0194-61-3355

岩手県国民健康保険団体連合会 住所 盛岡市大沢川原三丁目7番30号

連絡先:電話 019-604-6700 FAX 019-604-6701